明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八四）　一
〔告　示〕
○ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示（国土交通一二〇八）　六
○高速自動車国道に関する件（同一二〇九、一二一〇）
○気象庁予報警報規程の一部を改正する件（気象庁一一）
○道路に関する件（中部地方整備局一五六～一五九）
○道路に関する件（九州地方整備局一五一、一五二）
○自動車専用道路を指定する件（同一五三）
○道路に関する件（北海道開発局一九四～一九六）　一七
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一八
国家試験
税理士試験合格者公告（国税審議会）　一八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
平成二十七年度ガス主任技術者試験の合格者、農業会議組織変更（東京都、三重県、大阪府）関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四四
会社その他
会社決算公告　四五

省令

○国土交通省令第八十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第七条の二第五項（同法第二十三条の十一において準用する場合を含む。）、第二十八条の二及び第二十九条の四の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日　国土交通大臣　石井　啓一

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。